

南海地震条例づくり 項目別検討表

NO. 1

場所		揺れから身を守る / 地震発生時 / A-2-1 「自らの身を守る」					
日時							
		主体					
		自助(県民・事業所など)	共助(自主防災組織・ボランティアなど)	公助(県・関係団体など)			
		誰が	誰が	誰が	誰が		
		どのようにするか	どのようにするか	どのようにするか	どのようにするか		
時間軸	備えの段階	県民 (車イスの方)	<ul style="list-style-type: none"> ○安全なスペースの確保と脱出路の確保を行う ○身を守るための道具の準備を行う(防災ずきん、くつ、懐中電灯、パール、ジャッキ等) ○安全行動(危険予知能力)の育成を行う ○現状の場所の揺れの程度を把握する ○家具等のある部屋で寝ない習慣をつける ○車使用禁止を徹底する ○移動時、普段の車イスではなく、砂や石の上でも動くタイプの車イスがあるので何カ所かに設置してもらう 	隣人、町内会、自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○揺れの程度を周知徹底させる ○地域における危険箇所(ブロック塀、斜面等)の把握・住民への周知する ○ロコミで家族構成、弱者の有無、寝室の場所等の情報を共有化する ○あき地(一時避難所)の確保(個人所有土地の使用許可)に協力する ○情報伝達体制の地域間格差を解消する ○避難ルート(所属メンバーや他団体など)を確保する 	県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○各地域の揺れやすさを知らせる(震度予測情報、地盤情報) ○国、研究機関等の科学技術研究の成果の活用を研究する(例 緊急地震速報等)
		県民	<ul style="list-style-type: none"> ○地震対応のチェック項目表を作成する(I-1-4) ○各自、防災訓練・講習会に参加する(I-1-2) ○建屋の耐震強度診断と補強をする(A-1-1) ○家具等の転倒に備えて固定する(A-1-3) ○落下物(ガラス含む)、危険物等の安全対策(高い所に物を置かない、ガス遮断弁(ボンベ上部)への換装等)(A-1-2) ○寝室の家具撤去・固定(A-1-3) ○非常持ち出し品の備蓄を行う(A-1-4) ○家族間の連絡方法を確認しておく(G-1-2) ○事前の備えこそが自分の命を守るという意識をしっかりと持つ(I-1-2) ○ブロック塀・自動販売機の転倒防止(A-1-2) ○自らの命を守るための「逃げる」「精神力」学校で教育を受けられるようにする(I-1-2) 	隣人、町内会、自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練、講習会を開催・参加する(救出活動・救助活動・避難・避難所運営・炊き出しの各訓練)(I-1-4) ○避難場所、備蓄庫等の公開説明会を開く(G-1-2) ○公園の緑化、植栽(ブロック塀に代える)作業を進める(A-1-2) ○災害ボランティアの育成を図る(G-3-8) ○家具転倒防止措置の手助けをする(A-1-3) 	県・市町村 日赤 県・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○防災ヘリ等に映像伝達手段を付与する(E-1-4) ○衛星通信設備への転換を行う(E-1-4) ○社会的要支援者の耐震診断無料化と耐震改修補助率のアップ(A-1-1) ○県市町村の公共建築物を耐震化する(A-1-1) ○ボランティアコーディネーターを養成する(G-3-8) ○建物耐震化の促進・啓発をすすめる(期限や目標値の設定)(A-1-1) ○盛り土の工業団地・住宅団地ハザードマップを作成する(A-1-4) ○中山間地域地滑りマップの作成(D-1-1) ○落橋検討(E-3-1) ○豪雨後の地震の被害推定(A-1-4) ○地盤沈下による急激な水圧上昇対策(D-1-1)
	県民 (特に全盲の方)	<ul style="list-style-type: none"> ○自らの命を守るために安全な所(屋外の広い場所、柱の多い部屋等)避難する。特に揺れの小さい25秒間に屋外に出ることも有効 ○揺れたらすぐ安全な場所に身を隠す(丈夫な家具の下、トイレなど) ○生徒、学生などの避難の誘導、落ち着かせるための的確な情報を提供する ○家族の安否確認 ○ラジオにより正確な情報をキャッチする ○転倒物等から頭部等を守る(頭部を守るための物品等を予め用意しておく) ●屋内では机の下へ身を隠す等の具体的行動を取る(E-2-1) 	隣人、町内会、自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて避難場所への誘導を手伝う(向こう三軒両隣の家族の把握、特に要援護者の把握) 		<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、ラジオや有線放送等での情報伝達(どういふ対応をすればよいか)を行う 	
	地震発生時	県民	<ul style="list-style-type: none"> ○ガスの元栓止めを行う(C-2-1) ○トリアージへ協力する(E-3-3) 	隣人、町内会、自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所における地区毎の協力協働をすすめる(G-3-1) ○自分の役割を確認する(I-1-1) ○救出救助活動を行う(E-2-1) ○一人暮らしの高齢者、身体不自由な障害者等の揺れによる負傷の有無を確認し、必要に応じ、行政及び消防機関等へ通報する(E-2-1) 	県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○救急治療への対応を行う(医師の派遣)(E-3-3) ○救急網を確立する(E-3-3) ○職員の登庁、被害状況の確認、伝達連絡網の確認を行う(E-1-4)
応急・復旧段階	県民	<ul style="list-style-type: none"> ○余震により倒壊の危険のある住宅への立ち入り規制へ協力する(A-3-1) ○余震の情報の入手に努め、余震の揺れに警戒した行動を取る(A-3-1) ○(特に高齢者に対し)不安感を与えない心のケアを行う(孤独は恐怖を増大する。体育館のように人の多い所に避難しても同じ)(G-3-4) 	隣人、町内会、自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の相談所を開設する(情報収集)(G-3-5) ○ライフラインの至急度判定に協力する(H-3-3) ○炊き出し活動を行う(G-3-1) ○余震に関する情報入手に努め、住民に対する情報伝達を速やかに行う(A-3-1) ○犯罪対策(G-3-7) 	県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○応急危険度判定を進める(A-3-1) ○ライフライン情報の交換を行う(H-3-3) ○緊急道路の通行規制を行う(E-3-1) ○控滅症候群(クラッシュシンドローム)への対処を行う(大病院への手配)(E-2-1) ○道路のり面、住宅団地、工業団地、橋架等の二次被害判定(A-3-1) ○揺れによる二次被害の防止を行う(危険箇所の点検、立入禁止など応急対策、情報提供、避難対策)(A-3-1) 	
復興段階	県民	<ul style="list-style-type: none"> ○避難用通路の私有地の供出(H-4-1) 	町内会、自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のまちづくりプランニング協力する(H-4-1) 			